

OUTLINE 2025

「公社の原点は農家のために」であることを基本姿勢として、

- 一、我々は、農家経済の安定に尽くします。
- 一、我々は、地域農業の発展に寄与します。
- 一、我々は、農村地域の活性化に努めます。

北海道農業公社の概要

[令和7年度版]

Hokkaido Agricultural Public Corporation



ご挨拶

公益財団法人北海道農業公社は、本道農業の経営規模拡大や生産性向上に資する各種事業を総合的に実施する公益法人として、昭和45年に、北海道、北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団の三者により設立されました。

その後、平成21年に、社団法人北海道農業担い手育成センターと統合し、農業の担い手育成・確保対策にも取り組むこととなり、24年には、「公益財団法人」として移行認定を受け、併せて「北海道農業開発公社」から「北海道農業公社」に名称を変更いたしました。

また、26年には、道から「農地中間管理機構」の指定を受け、それまでの農地保有合理化等事業を通じた売買事業に加え、賃貸借事業による担い手への農地の集約化に総合的に取り組んでおります。

当公社は、国や道の農業施策に沿って、農業・農村の活性化をめざす地域の取組を支援しており、新規就農等を促進する「農業担い手育成確保事業」、農地の賃貸借を通じて農地利用の効率化及び高度化を促進する「農地中間管理事業」、売買を通じて農地保有の合理化を促進する「農地保有合理化等事業」、飼料生産基盤の整備・改良や牧場施設の整備等を行う「農村施設整備事業」、公社が所有する作業機等により土地改良工事を施工する「農用地開発整備事業」、乳肉用牛の貸付と受精卵移植技術等を活用して優良牛を供給する「畜産振興事業」の6つが大きな柱となっています。

世界的な食料需要の増加や国際情勢の緊迫などにより、食をめぐる環境が大きく変化する中、国においては改正食料・農業・農村基本法に基づく新たな基本計画が本年4月に閣議決定されましたが、国内最大の食料供給地域である北海道が果たすべき役割はますます高まるものと考えており、気候変動や自然災害の頻発といった様々な課題にも的確に対応しながら、本道農業を貴重な財産として育み、その持続的な発展を期していかなければなりません。

食料安定供給の基盤となる「人と農地」に係る施策の総合的な推進を担う当公社においては、中長期的な視点をベースに、今後とも、役職員が一丸となって運営の効率化等に努め、関係機関・団体の方々と連携を密にしながら、新たな施策や環境の変化に応じた取組の推進、とりわけ地域の実情を踏まえた事業の実施を通じて、本道農業・農村のさらなる振興に貢献してまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層のご支援・ご指導をお願いいたします。

令和7年7月

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 小田原 輝 和

1 設立と運営

- 昭和 45 年 6 月 1 日に民法第 34 条の規定に基づく公益法人として、北海道、北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団の三者により、財団法人北海道農業開発公社として設立
- 平成 21 年 4 月、道の「経営・構造政策関係三機関・団体の組織業務体制の見直し」に基づき、社団法人北海道農業担い手育成センターと合併
- 平成 24 年 4 月、公益法人制度改革に基づき、新公益法人に移行し、公益財団法人北海道農業公社に名称を変更（平成 24 年 3 月 21 日に知事認定）
- 平成 26 年 3 月 26 日、北海道知事から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構の指定（平成 26 年 4 月 1 日に発足）
- 北海道、市町村及び農業団体等から拠出された基本財産は、2 億 5,399 万円（令和 7 年 3 月 31 日現在）

2 執行体制 （令和 7 年 7 月現在）

役員等

評議員 12 名
理 事 12 名（うち理事長、副理事長、常務理事、使用人兼務専門理事、各 1 名）
監 事 2 名

職 員 256 名（職員 187 名、嘱託職員 69 名）
事務所 本所、支所 8 か所、牧場 1 か所

3 事業取扱高

（単位：百万円、％）

年 度	事業取扱高	対前年比
R2	28,270	94.6
R3	26,983	95.4
R4	27,803	103.0
R5	31,255	112.4
R6	27,963	89.4
R7（計画）	46,079	164.8

4 主な事業の内容

農業担い手育成確保事業

(1) 就農促進支援活動事業

農業を担う多様な人材の育成・確保を図るため、農業後継者や農外からの新規就農希望者等を対象に、各市町村の地域担い手育成センターと連携しながら、就農相談や新規就農フェアを通して地域の受入情報提供や紹介を行い、就農までのプロセスや必要な技術・知識の習得などに関するアドバイス等を実施しています。また、農業法人等への就職希望者には、職業安定法に基づく無料職業紹介事業による雇用情報の提供を行っているほか、後継者のいない移譲希望農業者と継承希望者とのマッチング等円滑な第三者経営継承の推進を支援しています。

《相談状況》

(単位：人)

年度	新規就農相談				農業体験実習相談				無料職業紹介				計			
	道内	道外	計	女性	道内	道外	計	女性	道内	道外	計	女性	道内	道外	計	女性
R5	353	83	436	126	27	6	33	14	3	0	3	1	383	89	472	141
R6	214	317	531	182	14	30	44	19	3	6	9	1	228	347	575	201

(2) 農業次世代人材投資（準備型等）事業

青年の就農意欲を喚起し、就農前研修期間の所得を確保するための資金の交付（最長2年間）を行っています。

《交付実績》

(単位：人、千円)

年度	交付人数	交付額
R5	119	193,125
R6	90	127,250



新規就農フェア (R7. 3. 8 札幌)

(3) 就農支援資金貸付事業

新規就農を促進するため、知事の認定を受けた就農計画に沿って貸し付けた無利子の資金の償還等の管理を行っています。

《貸付・償還状況》

(単位：千円)

区分	貸付実績 (H7～H29年度)		R5年度未貸付残高	
	件数	金額	件数	金額
就農研修	6,726	6,003,408	1,264	367,053
就農準備	613	1,145,140	128	90,207
計	7,339	7,148,548	1,392	457,260

(4) 研修生受入体制強化事業

新規就農の促進を図るため、研修生等の受入指導農家や担い手育成関係者を対象に研修会等を支援するとともに、研修生の家賃補助や、大型特殊免許取得のための一部助成を行っています。

(5) 農業青年海外派遣等事業

農家後継者等を海外へ研修派遣するほか、途上国の行政官や技術者等の JICA 研修受入事業を受託しています。

(6) 就農啓発事業

新規就農優良農業経営者表彰事業や研修生受入環境整備支援事業、新規就農者等育成団体支援事業及び担い手育成確保対策に係る調査・研究（委託）事業を行っています。

(7) 農業経営者サポート事業及び6次産業化サポート事業

農業者の経営上の課題に対する相談や専門家の派遣・支援などの業務を行う農業経営者サポート事業のほか、農産物の生産に留まらず、加工・流通・販売までの多角化に取り組む農業者等の相談や支援などの業務を行う6次産業化サポート事業を行っています。

農地中間管理事業

離農・規模縮小・団地の再編に係る農用地や基盤整備事業との連携によって効率的な利用を進めようとする農用地に「農地中間管理権」を設定（借受）し、意欲ある多様な担い手にまとまりのある形で貸し付けることにより、経営規模の拡大や農用地の集積・集約化を促進します。

具体的には、市町村が策定した地域計画の実現に向け、市町村や農業委員会、JA等の協力のもと、事務処理の効率化・簡素化を図りながら、農用地利用集積等促進計画を策定し、地域計画に位置付けられた者への権利移動を円滑に進めます。

また、所有者不明農地等の対策については、該当する農地が判明した場合には、所在する市町村、農業委員会及び道と連携し、地域の意向を踏まえながら、担い手に貸し付けるなどの取組を行います。

《事業実績》

(単位：ha、百万円)

年 度	農地中間管理権 (借受)		貸 付		借受農地 管理事業		年度末累計借受面積 (ストック)
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	
R2	828	37	829	37	2	2	17,198
R3	1,136	41	1,136	42	4	2	18,206
R4	888	25	888	25	—	—	18,983
R5	500	14	500	14	—	—	19,317
R6	1,064	52	1,064	52	—	—	16,744
R7 (計画)	38,600	2,282	38,600	2,282	—	—	

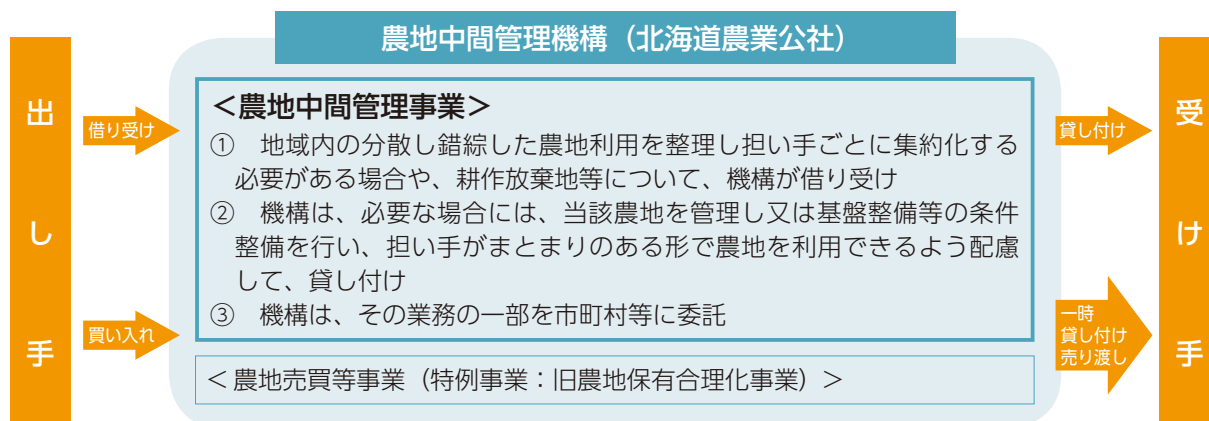
※関連法令の改正に伴い、7年度から農地の売買・貸借は、原則として北海道農業公社（農地バンク）経由になっています。

農地中間管理事業の概要

平成 26 年 3 月 1 日に「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律 101 号）」が施行され、当公社が北海道知事から農地中間管理機構（以下、「機構」という。）として指定を受け（平成 26 年 3 月 26 日）、平成 26 年 4 月 1 日から機構業務を開始しています。

事業制度の概要

国は、農業者の減少・高齢化や荒廃農地の増加が進む中で、担い手への農地の集積・集約化を加速させるとともに、耕作放棄地の解消と発生防止、農業の生産性向上を図るため、農地保有合理化法人に代わり都道府県に一つの機構を整備し、従来からの売買に貸借を加えた新たな事業制度を創設しました。



農地保有合理化等事業

(1) 農地売買等事業

農業経営者の計画的な面的集積を支援するため、公社が農用地等を買入れ、売り渡しまたは一定期間貸し付けた後に売り渡しを行っています。

《事業実績》

(単位：ha、百万円)

年 度	買 入		売 渡		年度末保有	
	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
R2	5,980	8,255	7,740	10,813	33,885	51,569
R3	4,560	7,503	6,037	10,413	32,409	48,660
R4	5,250	8,178	6,066	10,036	31,581	46,802
R5	6,449	9,072	9,694	13,334	28,335	42,540
R6	6,922	9,947	6,143	9,600	29,114	42,887
R7 (計画)	14,800	18,000	12,353	14,141		

※関連法令の改正に伴い、7年度から農地の売買・貸借は、原則として北海道農業公社（農地バンク）経由になっています。

(2) 公社営農場リース事業

新規就農者の初期投資の負担軽減と離農跡地の有効活用を図るため、農地売買等事業で公社が取得した離農農家等の施設などを整備するとともに、乳用牛を導入し、一定期間貸し付けた後に譲渡を行っています。

《振興局別・年度別実績》

年 度	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室
R2						2		2					2	4
R3								2						1
R4						2		5				1	2	
R5						2		1	2					2
R6						1								1
R7 (計画)								1						1

《事業実績》

(単位：百万円)

年 度	地区数	金 額
R2	10	717
R3	3	189
R4	10	724
R5	7	418
R6	2	61
R7 (計画)	2	109

※昭和57年度事業開始以来、令和6年度までに446名の新規就農者を支援しています。



農村施設整備事業

(1) 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）

担い手を主体とした畜産主産地の形成・再編整備等、農地の有効活用を図るため、自給飼料基盤の整備、経営規模拡大に伴う施設等の整備及び機械等の導入を行っています。

(2) 畜産環境整備事業（資源リサイクル事業）

老朽化した家畜排せつ物処理施設（堆肥センター）の維持・管理コストの削減や、施設の長寿命化を図るため、機能保全対策工事（補修・補強）を行います。

(3) 農業基盤整備促進事業

農業の競争力強化に向け、担い手への農地集積・集約の加速、農業の高付加価値及び生産効率の向上を図るため、区画拡大や暗渠排水・農用地の保全（草地整備等）を行っています。

(4) 農地耕作条件改善事業

農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約を加速するため、農地の基盤整備を行っています。

《事業実績》

（単位：百万円）

年度	畜産担い手育成 総合整備事業		畜産環境整備事業		農業基盤 整備促進事業		農地耕作条件 改善事業		計	
	地区数	金額	地区数	金額	地区数	金額	地区数	金額	地区数	金額
R2	16	2,453	—	—	—	—	6	103	22	2,556
R3	21	2,977	1	15	—	—	3	37	25	3,029
R4	28	3,382	1	30	—	—	3	70	32	3,482
R5	33	3,180	1	401	—	—	3	39	37	3,620
R6	32	3,228	1	432	—	—	—	—	33	3,660
R7（計画）	34	3,273	1	227	—	—	—	—	35	3,500

搾乳ロボット



再編整備事業 あさひ上風連地区

フリーストール牛舎



再編整備事業 あさひ上風連地区

TMRセンター



再編整備事業 標津南部地区

農用地開発整備事業

(1) 直営事業

公社設立以来の蓄積された技術と経験を基に、農村施設整備事業における草地の造成・整備改良等を施工しています。

(2) 受託事業

石礫対策工法（ストーンクラッシャー）や排水対策工法（有材心土改良耕・カッティングソイラ）をはじめ、公社が独自に開発改良した機械と技術を用いて、草地整備改良を主体に、耕地整備・土層改良整備等の基盤整備を関係機関からの受託により施工しています。

《事業実績》

（単位：ha、百万円）

年 度	直営事業		受託事業		計	
	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
R2	2,610	1,449	9,910	1,687	12,520	3,136
R3	2,807	1,773	9,089	1,592	11,896	3,365
R4	3,089	2,279	8,124	1,365	11,213	3,644
R5	2,601	2,062	7,205	1,231	9,806	3,293
R6	2,266	1,634	8,659	1,517	10,925	3,151
R7（計画）	3,677	3,048	6,151	1,095	9,828	4,143

施工体制

各 JA・農業者との深い繋がり信頼に応えるため、更なる技術の向上、アフターケアの充実に努めています。

- 技術担当職員 137 名
- クローラトラクター他 135 台
- 作業機 749 台
- 公社保有機械特許取得 6 件

有材心土改良耕プラウ



有材心土改良耕
（特許第 5114440 号）

パーク堆肥・貝殻等の疎水材を投入し、透水性や作物の生産性の向上を図る工法

カッティングソイラー



地域資源活用型心土改良耕
（特許第 5077967 号）

堆肥・ワラ等の有機質資材を活用し、生産性の高い土壌に改善する心土改良工法（2012 国の技術普及に選定された）

ストーンクラッシャー



石れき破碎工法

ほ場内で石礫を破碎し、作物の初期育成の促進・生産性の向上・品質確保を図る工法

畜産振興事業

(1) 乳用牛貸付事業

【一般型】

乳用牛の資質向上を志向する酪農経営者、または農地所有適格法人を主体とした大型酪農経営等に対し、畜産振興資金を活用した5年以内の貸付制度により乳用牛の導入を支援しています。

【農場リース型】

公社営農場リース事業で乳用牛を導入する新規就農者に対し、畜産振興資金を活用した5年以内の貸付制度により乳用牛の導入を支援しています。

(2) 肉用牛貸付事業

【優良肉用牛型】

地域の肉用牛の生産基盤の維持強化を図ることを目的とし、肉用牛繁殖経営の新規参入や、繁殖牛群の改良を図る畜産農家が導入する優良繁殖雌牛に対し、一定額の奨励金の交付等を行い、6年以内の貸付制度による支援を行っています。

(3) 乳肉用牛育成事業

公社が十勝管内大樹町に所有する十勝育成牧場において、乳肉用牛1,105頭（R7.3末現在）を飼養しています。ここでは高生産性を目指し、放牧（粗飼料）を主体とした乳用牛の育成と肉用牛の生産を行っています。

特に肉用牛は、一貫生産体制を活用して新規種雄牛現場後代検定への参加や、受精卵移植による候補種雄牛の生産等の取組を行っています。

《事業実績》

（単位：頭、百万円）

年度	乳用牛貸付事業		肉用牛貸付事業		乳肉用牛育成事業	
	頭数	金額	頭数	金額	頭数	金額
R2	563	426	304	266	1,967	1,081
R3	406	260	283	267	1,927	988
R4	595	288	273	223	1,878	759
R5	500	246	232	164	1,748	668
R6	409	208	186	121	1,877	767
R7（計画）	450	265	200	160	1,795	762

施設・採草放牧地風景（十勝育成牧場）



放牧風景（十勝育成牧場）



5 定款に定める公社の目的及び事業内容

「定款」に定める、公社の目的及び事業内容は、次のとおりです。

【定 款】 抜粋

〔目 的〕

第3条 この法人は、農業の担い手の育成・確保、農用地の利用の効率化及び高度化、農地保有の合理化、農業生産基盤の整備、優良牛の導入等に係る諸事業を総合的に実施することにより、農畜産物の安定生産及び農業の多面的機能の発揮等を促進し、北海道農業の振興と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

〔事 業〕

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新規就農者等の農業の担い手の育成・確保に関する事業
- (2) 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する事業
- (3) 農地保有の合理化の促進に関する事業
- (4) 農業生産基盤の整備・改良及び貸付・譲渡等に関する事業
- (5) 農用地等の造成及び整備・改良の施工等に関する事業
- (6) 優良な乳肉用牛の導入の促進に関する事業
- (7) 農業者等の技術向上のための研修及び技術支援に関する事業
- (8) 農業に関する広報活動及び調査研究に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

6 評議員

議長

樽井 功

北海道農業協同組合中央会
代表理事会長

鈴木 賢一

北海道
農政部長

南橋 昭

公益財団法人北農会
常務理事

石田 吉光

後志地区農業協同組合長会
会長

曾根 興三

北海道公社畜産事業推進協議会
副会長
(別海町 町長)

林 浩史

北海道経済連合会
常任理事
(株式会社勝毎ホールディングス 代表取締役会長)

川口 覚

釧路地区農業協同組合長会
会長

高島 英也

学校法人酪農学園
理事長

向井地 信之

宗谷地区農業協同組合長会
会長

菊入 等

一般社団法人北海道農業会議
代表理事会長

千葉 澄子

北海道指導農業士協会
顧問

村上 早苗

一般社団法人北海道消費者協会
副会長

7 役員

< 理事 >

代表理事
理事長

小田原 輝和

学識経験者

理事 石井 透

北海道信用農業協同組合連合会
経営管理委員会 会長

理事 関口 哲治

えんゆう農業協同組合
代表理事組合長

代表理事
副理事長

宮本 英靖

ピンネ農業協同組合
会長理事

理事 乾 泰司

一般社団法人北海道農業会議
専務理事

理事 辻 直孝

北見市
市長

業務執行理事
常務理事

尾居 清一

学識経験者

理事 小椋 茂敏

北海道農業協同組合中央会
副会長理事

理事 長谷川 裕昭

留萌地区農業協同組合長会
会長

業務執行理事
専門理事

大高 秀之

学識経験者
(使用人兼務)

理事 佐藤 多一

津別町
町長

理事 水戸部 裕

北海道農業信用基金協会
会長理事

< 監事 >

代表監事

長屋 光一

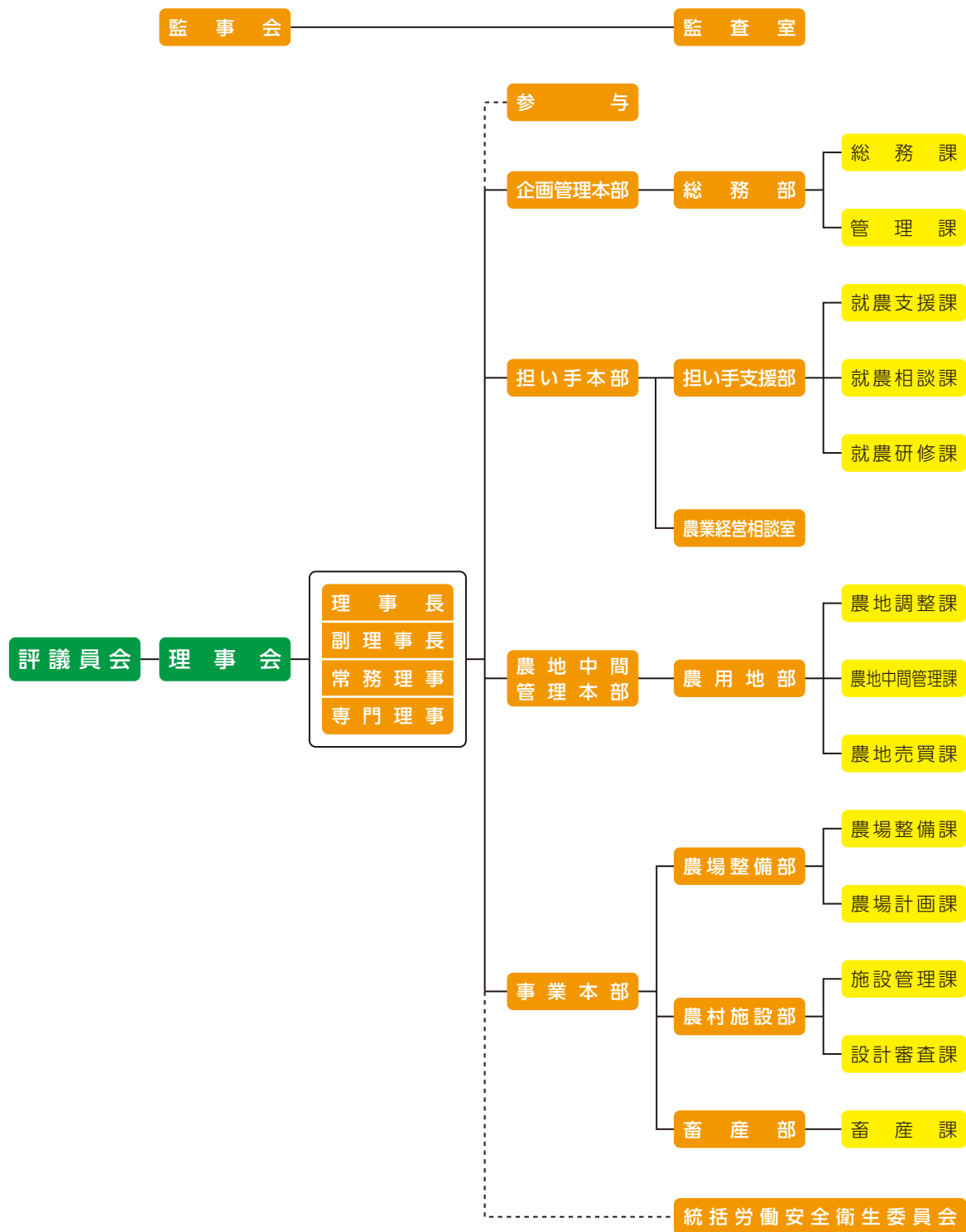
新篠津村農業協同組合
代表理事組合長

監事 橋本 博行

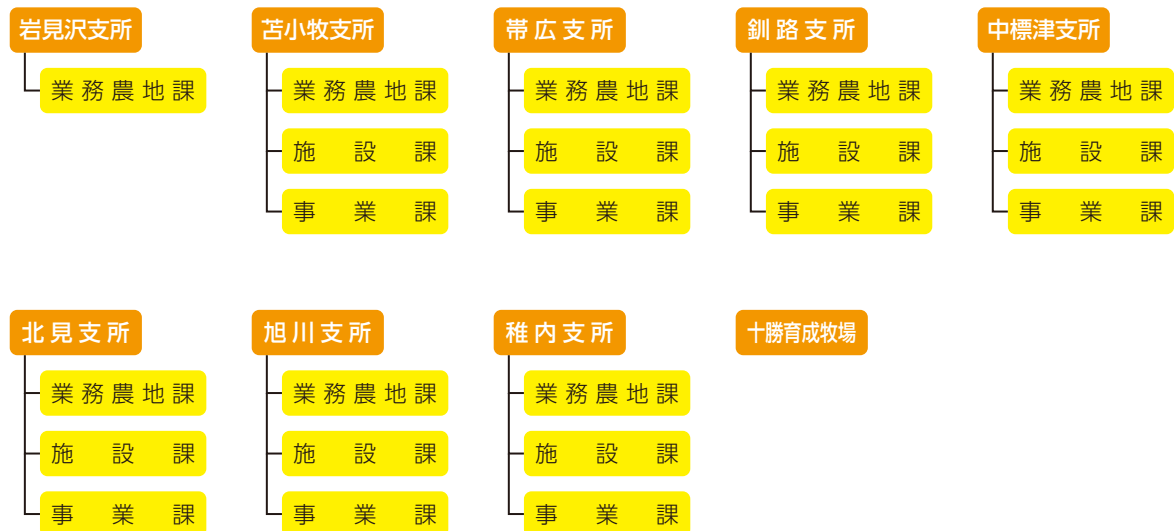
公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会
前代表理事専務

8 機構図

本 所



支 所



事業別窓口一覧

事 業	本 所	支 所	
		担当課	担当課②
農業担い手育成確保事業	担い手支援部 農業経営相談室	業務農地課	—
農地中間管理事業	農用地部	業務農地課	—
農地保有合理化等事業	農用地部	業務農地課	—
農村施設整備事業	農村施設部	施設課	業務農地課
農用地開発整備事業	農場整備部	事業課	業務農地課
畜産振興事業	畜産部	業務農地課	—
公社全般について	総務部	業務農地課	—

※該当支所に担当課の配置がない場合は、担当課②が窓口となります。



公益財団法人

北海道農業公社

本所・支所・牧場所在地

● 本所 ①～⑨ 支所・牧場



本 所

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
TEL. 011-241-7551 (代表) FAX. 011-271-3776
<https://www.adhokkaido.or.jp>

監 査 室

TEL. 011-241-7557

農業経営相談室

TEL. 011-522-5579

農場整備部

TEL. 011-241-7554

総 務 部

TEL. 011-241-7551

農 用 地 部

TEL. 011-241-5751

畜 産 部

TEL. 011-241-5761

担 手 支 援 部

TEL. 011-271-2255

農 村 施 設 部

TEL. 011-241-5701

統括労働安全衛生委員会

TEL. 011-241-7557

支所・牧場

① 岩見沢支所

〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1 空知農業会館
TEL. 0126-23-2178 FAX. 0126-23-4260

② 苫小牧支所

〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号 日胆農業会館
TEL. 0144-32-8171 FAX. 0144-32-3215

③ 帯広支所

〒080-0022 帯広市西12条南6丁目3番地1 農協連ビル
TEL. 0155-65-0607 FAX. 0155-33-1503

④ 釧路支所

〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地 釧路農業会館
TEL. 0154-22-1538 FAX. 0154-25-4798

⑤ 中標津支所

〒086-1007 標津郡中標津町東7条南1丁目1番地2 根室農業会館
TEL. 0153-72-3296 FAX. 0153-73-2080

⑥ 北見支所

〒090-0833 北見市とん田東町617番地 オホーツク JA Bldg.
TEL. 0157-25-2826 FAX. 0157-25-9188

⑦ 旭川支所

〒070-0030 旭川市宮下通4丁目2番5号 JA 上川ビル
TEL. 0166-25-2613 FAX. 0166-26-3464

⑧ 稚内支所

〒097-0001 稚内市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館
TEL. 0162-33-3321 FAX. 0162-33-7339

⑨ 十勝育成牧場

〒089-2261 広尾郡大樹町字尾田708番地
TEL. 01558-7-5121 FAX. 01558-7-5159